

別表(第4条関係)

以下の補助対象経費は当該補助事業実施に係る経費とする。

費目	補助対象経費	補助対象外経費
報償費	講師の謝金(外部委託)、賞品等	スタッフの人件費
旅費	当該補助事業実施に伴う打合せに係るスタッフ、出演者等の交通費(有料道路及び駐車場使用料並びに燃料代を含む。)及び宿泊費	日当
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費(看板、のぼり、横断幕等を含む。)	備品等の購入費
燃料費	借上車両、発電機等の燃料費	
食糧費	補助事業実施日に、参加者が自らが調理し飲食するための食材費等又は参加者のために申請者以外の飲食店等から提供される飲食に係る費用	申請者が飲食店等事業者の場合の食材費・飲み物代等の食糧費
印刷製本費	チラシ、資料等の印刷費	
通信運搬費	電話代、郵便料及び各種運搬費	
手数料	振込手数料、各種申請手数料等	
保険料	参加者、スタッフ等の保険料	
広告 宣伝料	SNS、新聞、テレビ等の広告費	
委託料	会場、音響等の設営及び運営費等	
使用料及び 賃借料	会場・駐車場使用料、車両・機器・器具装置借上料等	事務所等の維持に要する費用
その他	その他事業のために必要な経費で、会長が必要かつ適切と認めるもの	その他補助事業に直接関係のない経費及び社会通念上適切でないと思われる経費